

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十七号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の条例第二条第一項第一号に掲げる団体の項中「財団法人佐賀県地域産業支援センター（昭和四十二年十月二十四日に財団法人佐賀県地域産業支援センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人佐賀県地域産業支援センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。